

区民等の意見と区の方針

※網掛けの部分は、条例案に反映させた意見

No.	区民等の意見	区の方針
全体について		
1	<p>岸本区長の新しい政策の実現を応援しています。区民と積極的に対話し、区民の意見を区政に反映させようとする姿勢や取り組みに賛同します。個人情報保護の条例について、賛成します。国の法制度に基づいて改正していただき、個人情報の保護レベルが下がらないように維持してください。開示請求の料金も無料を継続することで良いと思います。審議会の委員については男女比を半分ずつにしてください。以上</p>	<p>今回の個人情報保護法改正に伴う条例の改廃により、区の個人情報保護の水準が下がらぬよう努めてまいります。審議会委員の構成については、今後検討してまいります。</p>
条例名について		
2	<p>[1]現行個人情報保護条例を「廃止」せず「改正」としてください</p> <p>「杉並区個人情報保護条例の改廃について区民意見を募集します」では、「現行の「杉並区個人情報保護条例」を廃止し、法で委任された事項等を規定する新たな条例の制定を予定」としています。</p> <p>理由は「法改正により、令和5年4月1日から法が地方公共団体へ直接適用されることとなるため」としていますが、個人情報保護法は現行の条例の廃止を求めているわけではなく、区域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施することを自治体の責務と規定しています。個人情報保護委員会のガイドラインでも、名称を「法施行条例」としなければならないとはしていません。</p> <p>杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会報告書(以下「報告書」)は、杉並区の先進的な個人情報保護の取組を指摘し、「見直しに当たっては、区は、法の趣旨を踏まえつつ、これまで条例に基づき、誇りを持って推進してきた個人情報の保護に向けた取組を維持向上させ、引き続き区民の権利利益の保護が実現できるよう、新たな制度の構築を目指さなければならない」と述べています。</p> <p>単に法の施行のための条例ではなく、区として個人情報保護の取組を規定する条例として、廃止ではなく改正として対応してください。</p>	<p>新たな条例の名称については、これまで審議会でもいただいたご意見なども勘案し、法施行条例とはせず、区の主体的な取組を規定する趣旨の名称とするため、「(仮称)杉並区個人情報の保護に関する条例」といたします。なお、条例の改廃等の手法につきましては、法の趣旨等を鑑み、適切に対応してまいります。</p>

No.	区民等の意見	区の考え方
新たな条例の概要（骨子）について		
3	<p>[2]情報主体である区民の基本的人権の保障を目的に明記してください</p> <p>基本理念として、現行の条例が区民を主体として基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的と規定しているのに対して、新たな条例の骨子では、区民を対象として行政・事業者の個人情報の適正な取扱いの確保や区の機関の安全管理措置を基本理念として規定し、情報主体としての区民の権利が曖昧になっています。</p> <p>自己に関する情報の収集・保管・利用・提供・廃棄等をコントロールする区民の権利を尊重することを、基本理念として明記してください。</p>	<p>自己情報開示請求等の手続きは、改正個人情報保護法(以下、「改正法」といいます。)の施行後は条例ではなく、法に規定される権利となります。</p> <p>改正法第3条は、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきであることに鑑み、個人情報の適切な取扱いを図らなければならない」ことを基本理念として定めており、現行条例第1条に規定のある区民の権利の保障についてもこれに含まれるものと考えています。</p>
4	<p>[3]個人情報とはできるかぎり本人から収集する配慮を規定してください。</p> <p>現行の条例では、個人情報は本人から直接収集することを原則としています。個人情報保護委員会のガイドラインではこの原則を不当にも「許容されない」として認めていません。</p> <p>しかし本人から収集することは、住民が収集の事実と収集目的を認識して訂正・利用停止請求等の権利行使をしやすくする意味があります。また日常的に住民と接する区においては、本人の知らないところで行政が個人情報を収集していると住民が感じることは、行政不信の原因ともなります。</p> <p>本人から収集することが可能な場合は、できるかぎり本人から収集するよう実施機関として配慮することを規定してください。</p>	<p>個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度全体の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されることとなります。同委員会の見解では、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、条例で定めることが想定されるものとして法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定を定めることは許容されていないため、個人情報を本人から直接収集することを原則とする規定を設けることは認められていません。</p>
5	<p>[4] 4 委託等の記録 及び9 審議会への諮問について</p> <p>新たな条例骨子の4では、外部委託・目的外利用・外部提供等を記録しておくことを規定しています。これらは現行条例では審議会の意見聴取等により例外的に認めることになっていますが、個人情報保護委員会のガイドラインではこの審議会への諮問を不当にも「許容されない」として認めていません。ただガイドラインでも、審議会に「報告」することや審議会が自発的に調査・審議することは妨げていません。</p> <p>個人情報保護法では行政機関の「相当な理由」「特別な理由」との判断で目的外利用や外部提供を可能にする規定があることが法改正の国会審議で問題となり、目的外利用や外部提供については行政の判断の適否を個人情報保護委員会が監視することが附帯決議されています。</p> <p>区としても、これらを記録しておくだけでなく、審議会に報告し、報告事項は区民に公表することにより、行政の判断を監視できるようにしてください。</p>	<p>これまで外部委託、目的外利用、外部提供等については、案件ごとに審議会に諮問してまいりましたが、改正法の施行後はこうした諮問が出来なくなるため、審議会承認を得た基準に基づき内部審査を行うこととし、審査結果については定期的に審議会に報告・公表することを予定としております。</p>

No.	区民等の意見	区の考え方
6	<p>[5]開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること明記してください。</p> <p>個人情報保護法では、訂正請求や利用停止請求のためには開示請求を行い、開示を受けていることが必要とされています。一方、現行の杉並区の条例では、開示請求を行わなくても誤りや不適正な利用・提供がわかれば、訂正請求や利用停止請求を可能にしています。</p> <p>開示請求を前提とすると、開示決定を受けるまで訂正等の請求ができないなど、現行条例よりも住民に不利益になるおそれがあります。</p> <p>個人情報保護委員会のガイドラインQ&A(行政機関等編)5-8-2では、開示請求を前置せずに訂正・利用停止請求を可能にする条例を定めることは妨げられないとしています。</p> <p>条例に規定しないと法が直接適用されて、開示請求を前置することが必要になると解釈されるおそれがあるため、条例に開示を受けていない個人情報も訂正請求・利用停止請求の対象とするすることを明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求及び利用停止請求ができる条文を定めることとします。</p>
7	<p>[6]代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に明記してください。</p> <p>代理人による請求では、虐待で保護されている子の加害者である親が、子の居場所を探るために法定代理人として子の情報の開示請求をするなど、本人と利益相反する請求が問題になっています。</p> <p>ガイドラインQ&A(行政機関等編)では、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは認められないが、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当するか判断するために、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられないとしています。</p> <p>開示等請求制度が悪用されないよう、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に明記してください。</p>	<p>必要に応じて本人の意思確認を行うことができる規定を条例の施行規則に設ける予定です。</p>

No.	区民等の意見	区の考え方
8	<p>[7]DV等被害者情報等を「条例要配慮個人情報」として規定し、要配慮個人情報に対する安全管理措置を規定してください。</p> <p>新たな条例骨子では要配慮個人情報についての記載はなく、「報告書」では要配慮個人情報は規定しないとするとともに、「ただし、区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴く規定を新条例に設けることが妥当である。」としています。</p> <p>ガイドラインでは、現行条例で規定しているような要配慮個人情報の取得制限を規定することは認められないとしていますが、Q&Aでは法第 66 条の行政機関の長等の安全管理措置義務として「行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勘案する」ことは考えられるとしています。</p> <p>条例要配慮個人情報の規定は国の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」で、共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは必ずしも否定されるものではないとの考えから、国の行政機関では保有することが想定されていない特に配慮が必要と考えられる個人情報を要配慮個人情報に追加できるようにする趣旨で新設されたものです。</p> <p>DV等被害者情報は現に各地で漏洩が起きています。杉並区で発生した職員が暴力団と関係のある知人の依頼を受けて住基ネットを不正閲覧し全国 20 名以上の個人情報を漏洩した事件は、住基ネット導入時に心配されていたDV等被害者情報の漏洩の危険性を改めて認識させるものでした。また 12 月には中野区で区から要援護者として高齢者情報の提供を受けていた消防署の署員が、名簿を利用して高齢者から 110 万円をだまし取ったとして逮捕される事件も起きています。</p> <p>漏えい等による権利利益の侵害の程度が大きい要配慮個人情報について、特に適正かつ慎重な取扱いが行われるよう、条例要配慮個人情報の規定を積極的に検討するとともに、安全管理措置を規定してください。</p>	<p>条例要配慮個人情報は、改正法に定める要配慮個人情報とは別に、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定めるものです。</p> <p>この条例要配慮個人情報について、杉並区においては現状「地域特性その他の事情」の要件に該当するものはないとの審議会答申があり、今回は規定を設けていません。</p> <p>なお、今後、区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると考えられることがあった場合には、その情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会に意見を聴いてまいります。</p> <p>また、DV等被害者の情報の収集に当たっては、内部審査においてその必要性などを十分に精査するとともに、当該情報を慎重に取扱うよう努めてまいります。</p>
9	<p>2 新規条例の案について</p> <p>杉並区情報公開・個人情報保護審議会の答申となった「杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について 報告書」第2の6については、関係規定比較表(巻末資料1)及びこれに記載された「杉並区事務局の考え方」をもとに検討されたものと考えられるところ、「杉並区事務局の考え方」は、関係規定における「著しい」「著しく」などの文言による要件の加重や、関係規定の趣旨の相違を看過しており、一部妥当でない。再度、関係規定の趣旨等を整理し、「情報公開条例との整合性を図る規定」を設ける必要がないのかどうか改めて検討すべきである。</p>	<p>ご指摘の巻末資料は、審議会の部会で使用した検討資料となります。部会での議論の中ではご指摘いただいたような意見もありましたが、最終的にそうした議論を踏まえ、審議会答申に至ったものです。</p>

No.	区民等の意見	区の考え方
その他		
10	<p>1 意見提出手続について</p> <p>今回の意見提出手続については、次のとおり不備があり、区民等において的確に意見を提出することができるものとなっておらず、再度実施する必要があるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の意見提出手続の対象は新規条例の制定であると解されるところ、今回の意見提出手続の題名は「杉並区個人情報保護条例の改廃について」となっており、意見提出手続の対象と整合しないものとなっている(なお、公表されている政策等の案の内容に照らし、現行条例の廃止は想定されているものの、現行条例の改正はそもそも想定されていないものであり、「改廃」とされている趣旨は判然としない。) 今回の意見提出手続の対象に現行条例の廃止や関係条例の改正が含まれるのかどうか関係資料からは判然としない。現行条例の廃止・関係条例の改正については、新規条例の制定と同時に、新規条例の附則等で廃止するものであるとしても、それ自体として意見提出手続を行うべき要件を満たす余地があるものであり(杉並区区民等の意見提出手続に関する条例(以下「パブコメ条例」という。)第2条第2項第3号ウの規定においては、制定、重要な改正及び廃止が区別されている。)、今回の意見提出手続の対象に含まれるのかどうか明確にすべきものである(なお、現行条例の廃止については、意見提出手続を行うべき要件を満たしており(そして、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴う対応としては、現行条例の廃止に限らず、現行条例の一部改正も考えられるところであり、現行条例の廃止については、パブコメ条例第3条第6条第2号には該当しないものと解される。)、新規条例の制定との関係性に鑑み、新規条例の制定に係る意見提出手続を行うのと同時に意見提出手続を行うべきものとする。) 意見提出手続において公表する政策等の案については、具体的かつ明確な内容のものとし、政策等の題名及び政策等の策定をする根拠となる法令の条項を明示しなければならないこととされている(パブコメ条例第3条第2項)。しかしながら、今回の意見提出手続に当たり公表されている政策等の案においては、政策等(新規条例の案)については、「新たな条例」などとされており、その題名が明示されているとは言いがたい。また、政策等の策定をする根拠となる法令の条項についても、政策等の策定が個人情報保護法の改正に伴うものであることは明らかにされているものの、個人情報保護法等の個別の条項を明示するには至っていない。さらに、今回の意見提出手続の対象に関係条例の改正が含まれる場合にあっては、関係条例の改正については「必要な条例については、法の改正に伴う規定の整備を行う予定です。」と記載があるのみであることから、政策等の案が具体的かつ明確な内容のものとなっておらず、政策等の題名及び政策等の策定をする根拠となる法令の条項も示されていない。 	<p>今回の区民等の意見提出手続は、令和5年4月1日以降、地方公共団体にも改正法が直接適用され、個人情報保護条例に代わる新たな条例を整備する必要があるため、新条例の骨子案について、パブコメ条例第3条第1項にいう政策等で策定しようとする内容をお示したうえで、区民等の意見をお聞きする趣旨で実施したものです。法制執務上、現行条例の廃止ではなく、全部改正を行う可能性もあったことから、あえて標題を「改廃について」としています。また、新条例の制定と旧条例の廃止等は一对のものであり、かつ、そのこと自体は法の改廃等により当然必要となるものと考えております。</p> <p>また、ご指摘のとおり改正法の条項名の記載は行っておりませんが、条例で定める必要がある項目、また条例で定めることができる項目について規定する条文が複数あり、そもそも国全体の個人情報保護制度の枠組みが変わることを受けての対応であることを総括的に表記し、理解を容易にするため「個人情報保護法の改正に伴う」旨の表記に留めたものです。</p> <p>今回の表題は、現行の個人情報保護条例に代わる新たな条例を制定する意図を含めたものでしたが、具体的な条例の名称についてはなお検討中であったため、この時点では明確にしておりません。また、関係条例の改正自体については、パブコメ条例第2条第3項ウの「重要な改正」にあたらないと判断しております。</p> <p>また、条例の制定は、審議会答申の趣旨を踏まえて行っていくこととなりますが、規定を整備する際、包括的な表現とする場合があります。</p>

No.	区民等の意見	区の考え方
10	<p>・ 今回の意見提出手続に当たり公表されている政策等の案については、新規条例の案に区の責務として「個人情報の確実な保護を前提に、区民の福祉、生命・身体の保護のため、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施すること。」を定める規定や「区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴く規定」が盛り込まれていないことなど、これを立案する基礎となった杉並区情報公開・個人情報保護審議会の答申の内容と相違する点があるのにもかかわらず、このことについて説明がない。</p>	
11	<p>3 その他 今回の意見提出手続については、「ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、令和5年4月頃に公表する予定です。」とされている。しかしながら、条例の案については、その議会への提出と同時期に提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由等を公表しなければならないものであり(パブコメ条例第7条第1項)、令和5年2月に議会に条例の案を提出する予定であるのであれば、これと同時期に公表することとすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、いただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、条例案の提出と同時期(令和5年2月15日)に公表いたします。</p>
12	<p>区役所職員からふたたび流出のないようにしてください</p>	<p>区では先般の職員逮捕事案の発生後、ただちに再発防止対策検討委員会を立ち上げ、再発防止に向けた方策について検討し、その結果を報告書にとりまとめました。</p>
13	<p>二度と不名誉な事件が起きないように、職員による不正アクセスがないか、定期的にチェックする機関ないし仕組みを設けてほしいです。区民の生命、安全、財産に関わる情報を扱っているという責務を常に感じて職にあたっていただきたいです。</p>	<p>今後このような事案を起こすことのないよう、再発防止を徹底してまいります。</p>